

# 償却資産（固定資産税）申告の手引き

**提出期限 毎年1月31日**  
※土休日の場合は、翌営業日

## 【提出・問い合わせ先】

小田原市 総務部 資産税課 賦課係  
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地  
Tel： 0465-33-1362 / Fax： 0465-33-1364  
E-mail： shisanzei@city.odawara.kanagawa.jp  
HP： <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/tax-resi/tax2/topics/ko-13870.html>



※申告についてご不明な点は、まずは関与のある税理士にお問い合わせください。  
また、東京地方税理士会小田原支部では、税務相談、税務書類の書き方指導等の無料相談所（要予約・電話相談も可）を開設しています。（電話：0465-24-0195）

## 申告の際のお願い

☆正しい申告がないと複数年分がまとめて課税されることもあります。

☆過去の申告内容から償却資産の増加及び減少がない場合についても、提出が必要です。

☆申告対象の償却資産がない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載すること。

☆申告書類を郵送される方で、控え（受付印押印済）の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒（返信先を明記し切手を貼付）を同封すること。また、複写式の様式でない場合は、提出用のコピーも同封すること。

## 《 目 次 》

1	償却資産について	1
2	償却資産の申告対象等について	5
3	申告の方法について	6
4	税額等の算出方法について	8
5	非課税・課税標準の特例・減免等	9
6	国税の取扱いとの主な違い	10
7	一般方式による申告書等の記載方法	11
8	個人番号・法人番号の記載について	14

# 1 償却資産について

## (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。

（地方税法第 341 条第 4 号 <固定資産税に関する用語の意義>）

償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告が必要です（地方税法第 383 条 <固定資産の申告>）。

## (2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例
1 構 築 物	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、キャノピー、街路灯、井戸、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備、等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む。)、太陽光発電設備 等
3	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び 運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等 ※自動車税、軽自動車税の対象になる資産は償却資産の対象外です。
6	工具、器具 及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POS システム、自動販売機、スポーツ器具 等

## (3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。（2 ページ参照）

### 【家屋と設備等の所有者が異なる場合】

賃借人(テナント)等(家屋の所有者以外の者)が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産としてご申告ください。

<償却資産と家屋の区分表>

家屋と設備等の所有者が異なる場合は、原則全てが償却資産となります。(一般的な施工状況の場合)

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容 (主な設備等の例示)	家屋と設備等の所有者が同じ場合		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	
	中央監視設備	設備一式		○	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			○
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○
		配管・配線、端子盤等		○	
	LAN設備	設備一式			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○
		配管・配線等		○	
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○	
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ			○
配管・配線等			○		
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
盗難非常通報装置	設備一式		○		
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	
		配管、高架水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○
屋内の配管等			○		
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外の設備	○		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○
上記以外の設備			○		
その他の 設備等	自動車管制装置	設備一式	○		
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○	
		工場用ベルトコンベア		○	
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		
		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○
厨房設備	上記以外の設備	○			
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		○	

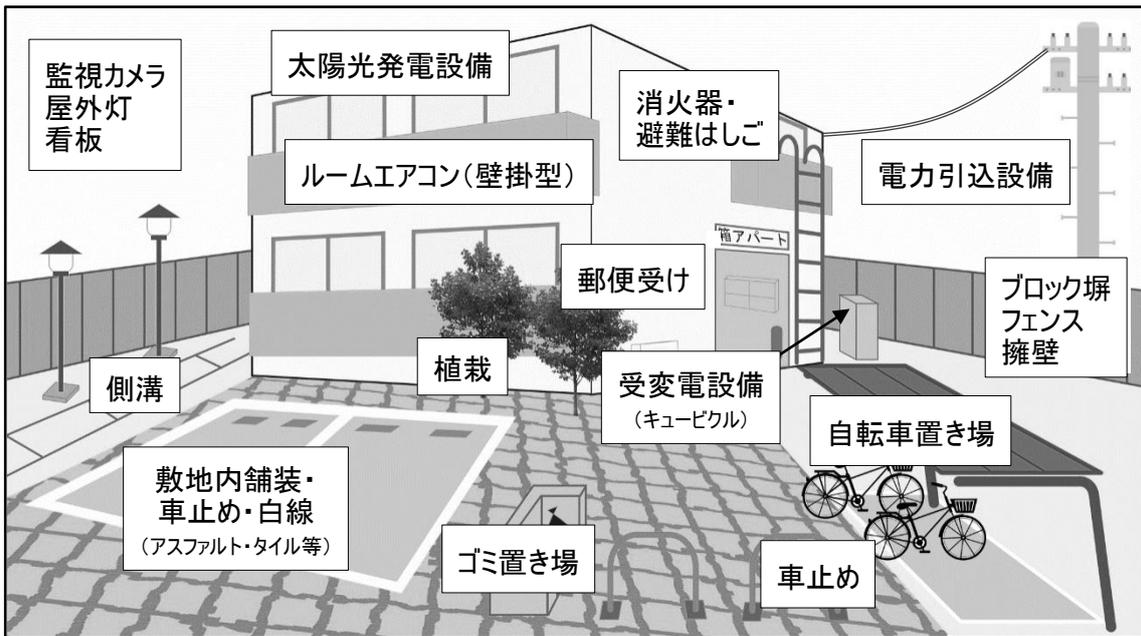
#### (4) 業種別の申告すべき主な償却資産

##### ① 対象となる主な償却資産の例示

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	パソコン、コピー機、レジスター、エアコン、机・椅子(応接セット)、内装・内部造作等、LAN設備、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、自動販売機、外構工事(舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等)、井戸及び関連設備(発電設備等)、車両(自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、社員寮や社宅の構築物・器具・備品、福利厚生設備 等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備 等
料理・飲食店業	カウンター、テーブル、椅子、ガスレンジ等の厨房設備、厨房用具、冷凍冷蔵庫、製氷機、テレビ、放送設備、カラオケ機器、食券機、室内装飾品 等
不動産貸付業	外構工事(舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等)、屋外給排水ガス設備、受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、通信放送機器、駐車設備、集合郵便受、消火器 等
建 設 業	土木建設機械(コンクリートカッター、ミキサー等)、パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(自動車税、軽自動車税の課税対象外のもの)、大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、発電機 等
小 売 業	ショーウィンドー、陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)、間仕切 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、ドライヤー、サインポール 等
医(歯)業	ベッド、手術台、医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、給食用厨房関係設備 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ボイラー、ビニール包装設備 等
駐 車 場 業	外構工事(舗装路面、門・塀・緑化施設等)、駐車設備(機械設備、ターンテーブル等)、屋外照明、受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、精算機 等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量器、リフト、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、コンプレッサー、充電器 等
娛 楽 業	ゲーム機、両替機、カラオケ機器、接客用家具、ボーリング場用設備、パチンコ・パチスロ機(同取付、島工事)、玉貸機、還元気、ボーリング場設備、駐車場設備、照明設備 等
売 電 業	太陽光発電設備、フェンススペース 等
製 造 業	動力配電設備、製造設備、旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、金型、洗浄給水設備、貯水設備、構内舗装、梱包機 等
印 刷 業	製版機、印刷機、裁断機 等
農 業	ビニールハウス、ボイラー、保冷库、田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の農機具(自動車税、軽自動車税課税対象外のもの) 等
漁 業	漁船、GPS、巻上機、漁網、いけす 等

② 賃貸用のアパート・駐車場等を所有する場合の主な償却資産の例示

個人でアパート等を経営している場合でも申告が必要です。図のような資産が、償却資産の対象となります。



資産の種類	賃貸用アパート等で見落としがちな償却資産の例
構 築 物	外構工事(敷地内舗装、門、塀、側溝、植栽、フェンス、屋外灯)、看板、ゴミ置き場等
建物付属設備 機械・装置	受変電設備(キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備等
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛型)、郵便受け、宅配ボックス等

③ テナントが取り付けた内装等の例示



※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。

## 2 償却資産の申告対象等について

### (1) 申告が必要な方

1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合、使用している方
- エ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- オ リース資産を所有又は使用している方（「(2) リース資産について」参照。）

※廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、申告をお願いします。

### (2) リース資産について

契約内容により、資産の所有者（リース会社など）が申告する場合と、資産を借りて事業を行なっている方が申告する場合があります。

#### ➤ 一般的な賃貸借契約の場合

リース期間終了後、資産が所有者に返還される契約の場合、所有者が申告する。

#### ➤ リース期間終了後に資産が譲渡される契約などの場合

ファイナンスリース取引のうち、リース期間終了後、資産が無償又は名目的な対価の額で譲渡されるなど実質的に割賦販売と同様の契約の場合、借主がその資産の総額で申告する。

なお、ファイナンスリース取引に係るリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、申告の対象外です。

### (3) 申告の対象となる資産(具体例 1~4ページ参照)

1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産（休眠中であっても使用できる状態であれば申告対象。）
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱う。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの（6ページ<参考>参照）
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（6ページ<参考>参照）

※複数の自治体に償却資産を所有している方は、小田原市内に所在する償却資産についてのみを申告する。

（市内に本店・支店等複数の資産所在地がある場合も、申告書等は1通にまとめる）。

電子申告による場合も同様。

### (6) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）
- イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ウ 繰延資産
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、
  - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

- ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの  
(本ページ<参考>参照)

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が20万円未満のもの(本ページ<参考>参照)

## <参考>

### 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの  
ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く。)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。
- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンスリース)	申告対象外		申告対象 ※5ページ(2)参照	
④	中小企業特例(*1)	申告対象			
⑤	個別減価償却(*2)	申告対象			

(\*1)中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価額が10万円未満については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(\*2)個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。(所得税法施行令第138条)

## 3 申告の方法について

### (1)書類による申告書等の提出方法 (継続申告の方には申告書類を送付しています。)

「償却資産申告書」「種類別明細書」等の書類は、資産税課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。(申告書類の様式は市HPでダウンロードできます。)

※ 原則、前年中に資産の移動(資産の増減、廃業、転出、相続等)がない場合でも、申告が必要です。

※ 申告書類を郵送される方で、控への返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒(返信先を明記し切手を貼付)を同封すること。また、複写式の様式でない場合は、提出用のコピーも同封すること。

#### <申告方式>

##### ア 一般方式

前年中に増加・減少した資産を申告する方式。

※継続の申告で課税標準額が100万円未満の事業者には申告書を発送していません。

資産の移動等(資産の増減、廃業、転出、相続等)があった場合のみ申告をお願いします。(申告期日までに申告がない場合は「資産の増減なし」として取扱います。)

##### イ 電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有する全ての資産について、評価額等を計算し、申告する方式。

## (2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信する方法です。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえでeLTAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

eLTAXを利用して償却資産申告をする際の具体的な操作方法については、以下のヘルプデスクか、ホームページでご確認ください。

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570 - 081459 または、03-5521-0019  
 [9:00～17:00 受付（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）]  
 eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



## (3) 提出書類(提出データ)

	申告される方	申告する資産		提出書類・様式		
		1月1日現在において所有する全ての償却資産	申告年度の前年1月2日から翌年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告する方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は資産所在地を市外に移転した方		○	○		○
	償却資産を所有しない方			○		
電算処理方式	初めて申告する方	○*1		○	○*2	
	前年以前に電算処理方式により申告した方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転した方			○*3		
	償却資産を所有しない方			○		

\*1 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出する。

\*2 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載する。

\*3 廃業、転出日を記載する。

## (4) 課税と納付について

償却資産は取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価しています。所有するすべての償却資産の課税標準額の合計に税率1.4%をかけて固定資産税の税額を計算します。

納税通知書は、5月上旬に発送し、納期は5月（第1期）、7月（第2期）、11月（第3期）、翌2月（第4期）です。

資産の申告もれ等の場合、課税年度は、資産を取得された年の翌年度まで遡及します。

さらに、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

## 4 税額等の算出方法について

### <評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

### <減価残存率表>

『固定資産評価基準』（地方税法第388条に基づく総務大臣告示）

耐用年数	耐用年数に対応する減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率r	減価残存率	
		前年中に取得のもの(1-r/2)	前年前に取得のもの(1-r)			前年中に取得のもの(1-r/2)	前年前に取得のもの(1-r)			前年中に取得のもの(1-r/2)	前年前に取得のもの(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	41	0.055	0.972	0.945
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	42	0.053	0.973	0.947
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	43	0.052	0.974	0.948
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	44	0.051	0.974	0.949
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	46	0.049	0.975	0.951
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	47	0.048	0.976	0.952
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	48	0.047	0.976	0.953
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	49	0.046	0.977	0.954
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	51	0.044	0.978	0.956
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	52	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	53	0.043	0.978	0.957
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	54	0.042	0.979	0.958
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	55	0.041	0.979	0.959
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	56	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	57	0.040	0.980	0.960
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	58	0.039	0.980	0.961

・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とする。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出する。

※ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となり、以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却する。（以後、取得価額5%が評価額）

### <課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

### <税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (100分の1.4)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

～税額の概算計算例（令和6年度申告の場合）～ ※一般方式の申告は、計算不要。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	令和6年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年 9月	2,700,000 円	15 年	0.142	$2,700,000 \text{ 円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ (取得価額) = 2,508,300 円 (令和6年度評価額)	3,271,197 円 令和6年度 評価額
パソコン	令和4年 11月	500,000 円	4年	0.438	$500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.438 \times 1/2)$ (取得価額) = 390,500 円 (令和5年度評価額) $390,500 \text{ 円} \times (1 - 0.438)$ (前年度評価額) = 219,461 円 (令和6年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	令和4年 2月	1,600,000 円	3年	0.536	$1,600,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ (取得価額) = 1,171,200 円 (令和5年度評価額) $1,171,200 \text{ 円} \times (1 - 0.536)$ (前年度評価額) = 543,436 円 (令和6年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

1,000 円未満を切り捨て、税率(100 分の 1.4)をかける。  $3,271,000 \text{ 円} \times 0.014 = 45,794 \text{ 円}$

100 円未満を切り捨てる。  $45,794 \text{ 円} \rightarrow 45,700 \text{ 円(税額)}$

## 5 非課税・課税標準の特例・減免等

### (1) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料をご提出ください。

### (2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する資産を所有されている方は、特例内容に係る資料をご提出ください。

特例の対象となる資産の内容や特例率等の詳細は、市HPをご確認ください。

### (3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、小田原市市税条例第 21 条及び同条例施行規則第 5 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。

### (4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

前年中に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、承認通知書若しくは届出書の写しとともにご提出ください。

## 6 国税の取扱いとの主な違い

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	<p>【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度</p> <p>【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度</p> <p>【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (構築物・建物附属設備は定額法)</p>	原則として、『固定資産評価基準』*に定める減価率によります。 (8ページ<減価残存率表>参照)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	可	不可
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	可	不可
増加償却	可	可
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
改良費(資本的資本)	区分評価(改良を加えた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するもの	一時損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外

(1) 償却資産申告書の記載方法

◎ 住所、氏名、取得価額（前年前に取得したもの（イ））及び市内における事業所等資産の所在地は、前年度までの申告に基づいて印字しています。

令和 ● 年 1 月 31 日 令和 ● 年度 ※該当年度を記載。

受付印 (あて先) 小田原市

### 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード 123456789

個人番号又は法人番号

事業種目 (資本金等の額) 鉄鋼業 (50 百万円)

事業開始年月 平成○年○月

短縮耐用年数の承認 有・無

増加償却の届出 有・無

非課税該当資産 有・無

課税標準の特例 有・無

特別償却又は圧縮記載 有・無

税務会計上の償却方法 (定率法 定額法)

青色申告 有・無

個人は12桁、法人は13桁の番号を右詰で記載。「\*」が印字されている場合は記載不要。

所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載。屋号がある場合は屋号も記載。

新規申告以外は、原則印字済。

該当する方を○で囲む。

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
1 構築物	8,450,000		2,470,000	10,920,000
2 機械及び装置	14,950,000	293,000	4,650,000	19,307,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2,100,000			2,100,000
6 工具・器具及び備品	5,487,000	564,700	800,600	5,722,900
7 合計	30,987,000	857,700	7,920,600	38,049,900

① 小田原市○○999番地

所有者住所と資産の所在地が異なる場合、又は、2か所以上の資産所在地がある場合にそれぞれ記載。

有の場合は、貸主の名称等を記載。

借入資産 (有・無) 小田原市荻窪300 ○○リース(株) 33-XXXX

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 該当する番号に○印を付けて下さい。

1. 増減申告(増加・減少資産あり)

2. 全資産申告(新規・電算申告)

3. 昨年中の資産の増減なし

4. 該当資産なし

5. 廃業・解散・転出等(年月)

資産の異動がない場合は、「3」に○。

申告書の送付が不要の場合は、その旨を記載。例) eTAX利用のため申告書送付不要

申告方式が一般方式の場合は記載不要。電算処理方式による全資産申告の場合のみ記載。

廃業・解散・転出等の場合は、年月記載。

7 一般方式による申告書等の記載方法

## (2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

- ◎ 前年度の申告歴がある方は、申告年度の前年中に取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除く）を記載してください。また、それ以前に取得した資産で申告対象の資産があれば記載してください。
- ◎ 小田原市に初めて申告される方は、直近の1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。

令和 ● 年度 ※該当年度を記載。

### 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※継続申告で前年と資産の内容に変更がない場合は提出不要。  
電算処理方式での申告の場合は、新規、継続ともに必要です。

所有者コード		所有者名		枚のうち													
1234567890		〇〇工業株式会社		1 枚のうち													
行 資 産 番 号	資 産 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等  (カタカナ・英数字・記号等で)	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	改 正 年 号	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 額		課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年	月	円						率	コード			
01	1		テンボショウメイセツビ	1	5	5	04	2,000,000	10							1 2 3 4	
02	1		チュウシャジョウホソコウジ	1	5	2	09	470,000	15							1 2 3 4	申告もれ
03	2		テツクスショリセツビ	1	5	3	06	1,150,000	5							1 2 3 4	申告もれ
04	6		パソコン	1	5	5	07	200,000	4							1 2 3 4	
05	6		カイギシツクーラー	1	5	5	10	400,000	6							1 2 3 4	
06	6		キュウケイシツテレビ	1	5	5	09	200,600	5							1 2 3 4	
07	2		タイヨウコウハツデンセツビイッシキ	1	5	5	05	3,500,000	15							1 2 3 4	地方税法附則第15条 第25項第1号
08																1 2 3 4	
09																1 2 3 4	
10																1 2 3 4	
11																1 2 3 4	
12																1 2 3 4	
13																1 2 3 4	
14																1 2 3 4	
15																1 2 3 4	
16																1 2 3 4	
17																1 2 3 4	
小 計								7,920,600									

増加した資産の内容を記載。  
 ※資産種類の区分：1 構築物／2 機械及び装置／3 船舶／4 航空機／5 車両及び運搬具／6 工具、器具及び備品  
 ※資産コード：記載不要。  
 ※取得年の区分：3 昭和／4 平成／5 令和  
 ※取得価格：荷役費、運送費、据付費、関税等当該資産の取得に要した費用も含めた取得価額  
 圧縮帳簿は認められていませんので、圧縮額も含めた実際の取得額を記載。  
 税込経理方式の方は、消費税等を取得価額に含めて記載。  
 ※耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令の別表に該当する耐用年数を記載。  
 主な資産の耐用年数については、市HP参照。

該当するものを○で囲む。  
 1：新品取得／2：中古品取得／  
 3：移動による受入れ／4：その他

必要に応じて記載。（以下、例）

- ・ 申告もれの資産があった場合のその旨の表示
- ・ 耐用年数に変更があった場合のその旨の表示
- ・ 増加償却を行っている場合のその旨の表示  
(要資料添付)
- ・ 非課税や特例に該当する資産の場合の適用条項  
(要資料添付)

一般方式の場合は記載不要。  
電算処理方式により全資産申告の場合のみ記載。

### (3) 種類別明細書(減少資産用)の記載方法

◎ 申告年度の前年中に移動(減少または修正)した資産について記載してください。

令和 ● 年度 ※該当年度を記載。

### 種類別明細書(減少資産用)

※前年と資産の内容に変更がない場合は提出不要

所有者名	1 枚のうち
OO工業株式会社	1 枚目

行 番 号	資 産 種 類	抹 消 コ ー ド ※コードは継続での申告の場合、必ず記載。	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額  <small>十 百 千 円</small>	耐 用 年 数	改 正		申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要
					年	年	月			年	年		1:売却 3:移動	2:減失 4:その他	1:全部 2:一部	1	
01	2	0002	スクラップカセットウジ	1	3	53	05	143,000	7				1・2・③・4	①・2			
02	2	0023	ファンマツセイソウキ	1	4	24	01	150,000	8				①・2・3・4	①・2			
03	6	0011	ルームクーラー	1	4	08	07	234,700	6				1・②・3・4	1・②	2台のうち1台を除却 残り234,000円		
04	6	0013	コピーキ	1	5	01	08	330,000	5				①・2・3・4	①・2			
05													1・2・3・4	1	資産の一部が減少した場合は、減少した数量及び取得価格を記載し、摘要欄にその旨と減少後の価格を記載。		
06													1・2・3・4	1・2	減少した資産について、「償却資産種類別明細書」(従前の申告分)を参考に記載。抹消コードは、明細書の資産コードです。		
07													1・2・3・4	1・2			
08													1・2・3・4	1・2			
09													1・2・3・4	1・2			
10													1・2・3・4	1・2			
11													1・2・3・4	1・2			
12													1・2・3・4	1・2			
13													1・2・3・4	1・2			
14													1・2・3・4	1・2			
15													1・2・3・4	1・2			
16													1・2・3・4	1・2			
17													1・2・3・4	1・2			
小 計								857,700									

## 8 個人番号・法人番号の記載について

### (1) 申告書への記載方法

11 ページ参照。

個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

### (2) 本人確認資料について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を行いますので、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送にてご提出される場合は、資料の写し（コピー）を申告書に添付してください。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、また、電子申告にて申告データをご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

#### <本人が申告書を提出する場合（例）>

番号確認資料 個人番号カード(裏面)*1 又は 通知カード 又は 住民票(個人番号が記載されたもの)	+	身元確認資料 個人番号カード(表面)*1 又は 運転免許証 又は 小田原市が印字した申告書
---	---	--

※ 1 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

#### <代理人が申告書を提出する場合（例）>

本人の番号確認資料 本人の個人番号カード(裏面) 又は 本人の通知カード 又は 本人の住民票 (個人番号が記載されたもの)	+	代理人の身元確認資料 代理人の個人番号カード(表面) 又は 代理人の運転免許証 又は 代理人の税理士証票	+	代理権確認資料*2 税務代理権限証書 (税理士) 又は 委任状
---	---	---	---	---

※ 2 代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本を添付。

### (3) 個人番号欄の「\*」印字について

前年度までの申告又はその他の提供等によって、有効に個人番号を取得できた方については、小田原市が送付する申告書の個人番号欄に「\*」が印字されています。「\*」が印字されている場合、申告書ご提出の際に個人番号の記載を省略していただいて差し支えありません。

ただし、当該印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記載が必要です。

## 公平で適切な賦課・課税に向けて

### ■ 実地調査の実施

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがあります。

なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定により、罰金を科されることがあります。

調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合、申告内容の修正を求めます。

### ■ 所得税又は法人税に関する書類についての閲覧(税務署帳簿調査)

地方税法 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認し、結果により賦課決定を行う場合もあります。

### ■ 過年度への遡及等(過年度分まで遡っての課税)

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等の場合、当該申告年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、5 年度分遡及することとなります。

過年度分が追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となります。

### ■ 不申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第 386 条及び小田原市市税条例第 37 条により、過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

提出・問い合わせ先 総務部 資産税課 賦課係 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

Tel: 0465-33-1362 / Fax: 0465-33-1364

E-mail: shisanzei@city.odawara.kanagawa.jp

HP: <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/tax->

resi/tax2/topics/ko-13870.html



市 H P